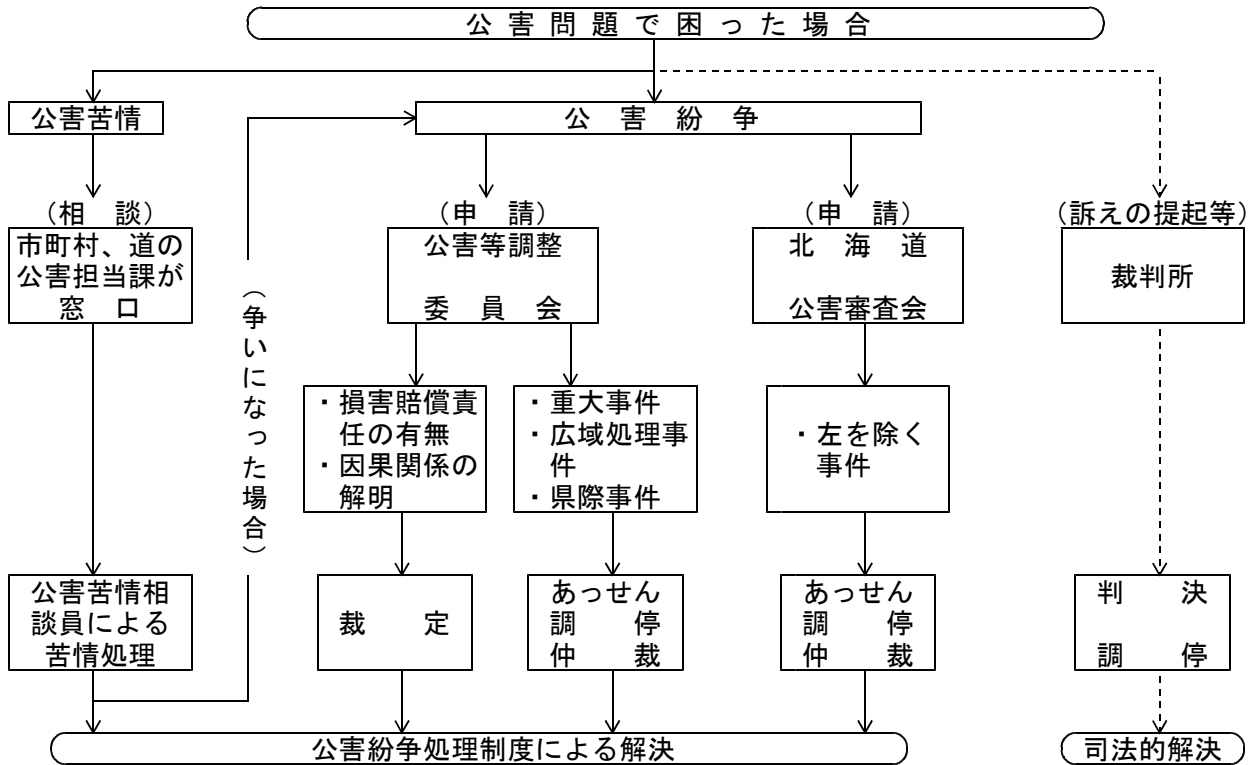


# 公害紛争の解決について



## 1 苦情の解決

公害苦情相談は、被害の生じた場所にある市町村や道の公害担当の窓口で行っており、苦情を受けた相談員等は、申立者と被申立者それぞれに被害や加害の実情を聴取するほか、現地の状況等を十分に把握します。その上で苦情の原因者に助言や指導をするなどして問題の解決に努めます。公害苦情相談員は被害者の最も身近な問題解決方法となっています。

## 2 紛争の解決

公害の被害者と加害者の間で紛争が生じている場合に、紛争を解決するために、第三者が入って話し合いを進めたり、中立、公正に判断を下したりするのがこの制度です。このための機関として、道には公害審査会、国には公害等調整委員会が設置されており、学識経験者など有識者から構成された委員が、中立・公正な第三者となり、あっせん、調停、仲裁、裁定（裁定は国のみ）の各手続きにより紛争の解決を図ります。

## 3 裁判による解決

裁判所への訴えの提起は、裁判所が被害者の適否などを法令に照らして判断し、当該紛争の強制的な解決を図るものです。

### [公害等調整委員会、都道府県公害審査会の管轄]

#### ○ 公害等調整委員会

- ・ 重大事件 大気汚染、水質汚濁により生ずる著しい被害に係る次の事件
    - ① 水俣病のように、人の健康被害に係るものであり、その被害が相当多数に及ぶ事件
    - ② 足尾銅山の鉱毒水による農作物被害のように、動植物又はその生育環境の被害が5億円以上である事件
  - ・ 広域処理事件 航空機や新幹線に係る騒音事件
  - ・ 県際事件 2以上の都道府県にまたがる事件
- (裁定)
- ① 公害に係る被害についての損害賠償責任の有無及び賠償額に係る事件（責任裁定）
  - ② 公害に係る被害が発生した場合の因果関係の解明に係る事件（原因裁定）

#### ○ 都道府県公害審査会

- (あっせん、調停及び仲裁)  
公害等調整委員会が扱う紛争以外の事件